

松前町森林整備計画

自 令和 7年4月 1日

至 令和17年3月31日

(令和8年4月1日 変更)

松 前 町

目 次

ページ

I	伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	14
(1)	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	15
(1)	区域の設定	15
(2)	森林施業の方法	15
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	作業路網の整備に関する事項	18
(1)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
(2)	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	19
2	その他必要な事項	20
第8	その他必要な事項	20
1	林業に従事する者の養成及び確保の方向に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
III	森林の保護に関する事項	21
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法	22
(2)	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害等の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	22
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	22
2	鳥獣害対策の方法（1に掲げる事項を除く。）	22
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	23
(2)	その他	23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域の基準	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	25
V	その他森林の整備のために必要な事項	25
1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	その他必要な事項	26
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の増進を図る森林の区域	30
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	36

別表 3 鳥獣害の防止を図る森林の区域 41

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の増進を図る森林の区域
【道有林】 42

別表 2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域
【道有林】 44

別表 3 鳥獣害の防止を図る森林の区域
【道有林】 46

I 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

- ① 本町は、渡島半島の南西部にあって、東は松前矢越道立自然公園の海岸線を経て福島町に接し、西及び南は津軽海峡、日本海に面し北は檜山管内上ノ国町に接し、東西18.8km、南北31.5kmを有し、及部川、大松前川、茂草川、小鴨津川は日本海に流下し、各河川の上流は森林地帯が形成されており、また大千軒岳をはじめ、前千軒岳、袴腰、松倉、木無の各山岳が背後に連なり、市街地は海岸線約60kmに沿って形成されています。
- ② 本町の総面積は29,308haで、森林面積は23,872haと総面積の81%を占めている。その内訳は一般民有林6,456ha、道有林17,416haとなっており、スギ及びトドマツを主体とした人工林の面積は2,426haであり、人工林率10%と全道平均より下回っています。これは本町の地形が急峻で、造林伐採等の施業が困難なためです。
- ③ 本町の森林は、季節風の影響を受けやすく、また地形が急峻なため、海岸沿いは無立木地が大部分を占め、比較的奥地に大・中径木の広葉樹林が多く、地形の緩やかな東山、上川、大沢地区に人工林帯が形成されています。
- ④ 中部の上川、大沢地区は伐期を迎える林分も多く林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。
- ⑤ 西部の静浦地区は、天然林伐採後の若齢林分が多く、土砂の流出や崩壊の危険性ととともに、地元の漁業者の間にも海と山と密接につながっていることに注目が集まり、漁協及び地元町内会等からも、山地災害防止機能の高い森林と豊かな海づくりにつながる、森林の整備が求められています。
- ⑥ 北部の江良、原口地区は比較的天然の広葉樹が多く、自然景観に優れていることから広葉樹の保全等に対する要請もあり、森林とのふれあいの場として活用が期待されています。
- ⑦ 奥地道有林内の、大千軒岳周辺においてはブナやダケカンバの優れた天然林が多く、自然環境保全地域の区域拡張に伴い適切な森林整備及び保全等が必要です。
- ⑧ 平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証(SGEC)取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林2,603haにおいて、森林認証(FM)を取得し、併せて町内の2つの林業事業体、製材工場もCOC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組みを行っていく必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

- ① 森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割は元より、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化も考慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状

況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

- ② 地域の特性、森林資源の状況並びに自然的及び社会的要請を勘案して、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の推進増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と木材等生産機能を重視すべき公益的機能別施業森林以外の区域に在する森林（以下「木材等生産林」という。）に区分するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」のゾーンに区分します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し、生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」において森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中に重ねて設定します。

- ③ 森林の区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ります。
- ④ 林道等の林内路網は、森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、これらの林内路網を有効に活用した計画的な森林整備に努めるものとします。
- ⑤ 森林の整備等にあたっては、町全体の発展方向に十分注意するとともに、国等の補助事業等の地方財政措置を活用することとします。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分ごとの森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区分と森林整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。

	水資源 保全ゾ ーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を促進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設定を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾ ーン 水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周地からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。

	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息、生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
--	---------	---	---

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を促進する。

(3) その他必要な事項

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 森林の有する公益機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造を基本とします。
- ③ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合、関係機関等の合意形成を図りながら森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等については、計画的かつ総合的に推進するものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本計画にある主要な樹種について、次表のとおり指針を示します。

	樹 種	標準伐期齢
人	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	スギ	50
	トドマツ	40
工	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
林	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次のとおり行うものとします。

(1) 皆伐

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

一箇所あたりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

(2) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- ① 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- ② 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する森林では、択伐等適切な更新に配慮した伐採方法とします。

- ③ 複層林の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。
- ④ 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。
伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～50%を目安とします。
- ⑤ 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとします。
- (2) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
 - a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等
 - c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂の濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (4) 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (5) ブナやヒノキアスナロ(ヒバ)など温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマゲラなどの野生生物の生息・生育環境の保全に配慮するものとします。
- (6) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることと

します。

(1) 人工造林の対象樹種に関する事項

人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特徴、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向木材需給及び花粉発生源対応等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、本町は、道南特有の樹種であるブナやヒノキアスナロ（ヒバ）などが自生している地域であり、郷土樹種を保存する観点から、植栽樹種として考慮することとします。まず、特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとし、

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとし、

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、トドマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、ヒバ、ブナ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとし、

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林を導入又は維持する森林

ア 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回廊など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然状況に適合した樹種を早期に植栽する

こととします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

イ 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

ウ 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

エ 植栽時期は次表を目安に春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

オ コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の(2)の①のエの時期によらないものとし、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

カ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高

性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

② 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

区 分	樹 種						
	カラマツ	トドマツ	ス ギ	アカエゾマツ	その他針	広 葉 樹	
植栽本数	密	2, 500	2, 500	3, 000	2, 500	2, 500	4, 000
	中	2, 000	2, 000	2, 500	2, 000	2, 000	3, 000
	疎	1, 500	1, 500	2, 000	1, 500	1, 500	2, 000

なお、その他郷土樹種及び定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

【植栽時期】

区 分	樹 種	植 栽 時 期
春 植	スギ、ヒバ、トドマツ、その他	4月上旬 ～ 6月上旬
秋 植	スギ、ヒバ、トドマツ、その他	9月中旬 ～ 11月中旬

(4) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然下種更新では、イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなどの高木性の樹種とし、ぼう芽更新では、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数及び伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次のとおりとします。

第2の2の③に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)」によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分期待成立本数}^{(注6)} \times 100$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数

【広葉樹】

【針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)】

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6月~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林のほか、水源涵養機能^{かん}の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林を対象とし、松前町森林整備計画において定めます。

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況その他の自然条件や、天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案するものとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は次のとおりとします。

森林の区域（林小班）		備考
林 班	小 班	
1	2. 7~15. 18. 19. 28~31. 37. 39. 41. 42	天然更新が期待できない森林
2	12~45	
3	9. 11. 12. 16~22. 25~27. 29. 31~37. 40~42	
4	2. 6. 12. 16~21. 24. 26. 28~31. 37. 40. 41. 46	
5	1. 3. 7. 8. 11~13. 15. 18. 20. 26. 29. 30. 32. 34. 38. 39. 43. 44. 47~50. 52. 53. 56. 58. 65. 66. 68~71. 73. 75. 76. 78	
6	2. 4~7. 9. 10. 19. 22~26. 29. 32. 41~43. 45. 48. 53~57. 61~63. 66~69. 72~75. 84~89	
7	2. 3. 10. 13~17. 21. 26. 28	
8	1~7. 9~11. 13~17. 20~23. 25. 30. 31. 35. 37~39. 41. 43~49. 52~54. 62. 64. 69. 70. 75. 76	
14	1. 4~7. 10. 11. 15. 16. 18. 32~34. 115. 117~122. 125. 130~137. 145. 152. 157. 159. 161. 169. 173. 175. 179. 193. 194. 204~206	
15	15. 16. 21. 23. 25~30. 34~37. 44. 45. 51~55. 67. 69~71. 83	
16	2. 4. 6. 7. 10. 13. 15. 18~23. 27. 28. 31. 35. 44~46. 48. 50~52. 54	

17	5. 8. 17. 20. 21. 23	
18	10. 22	
20	2. 19~21. 25. 26. 30. 43. 48. 54. 55. 72	
21	9. 11. 18. 19. 21. 22. 27. 33~38. 40. 41. 43. 48	
22	1. 2. 4. 5. 8. 10. 12. 20. 27. 29. 50. 63. 64. 75. 78. 80~85. 88. 92. 93. 106~108	
23	8~11. 15. 17. 20. 21. 23. 26. 28. 29. 41	
24	8. 10. 13. 14. 17. 18. 21~23. 33. 40. 41. 44. 48. 49. 52. 53. 55. 67. 68. 70. 72~76. 83~87. 89~92. 94. 96. 97.	
25	3. 5. 6. 8. 9. 12. 13. 16. 19. 20. 23. 27. 44. 45	
26	10. 11. 15. 39. 40. 43. 53	
29	39. 42. 44. 45. 46. 50. 51. 56. 71. 73~75. 85. 102	
30	4~8. 28. 29. 33~37. 47~53. 55~57. 63. 65~67	
31	1. 4. 5. 20~22. 27. 29~34. 52~54. 60	
38	6. 23. 24. 27. 28. 30. 37. 42	
41	1. 3. 4. 7~11. 21. 22. 32. 33. 35. 41. 43. 52. 58~64. 66~74. 80~82. 85. 88~107. 110~113. 115	
42	1~3. 6. 7. 9~12. 24. 26~38. 47. 49. 52. 60~63. 65. 66. 68. 72. 73. 80~85. 88. 89. 92. 94. 100. 102. 108. 116. 118~120. 126~135. 140~142. 148~150. 152. 157. 159~165. 167. 169. 171. 173. 174	
48	8. 13~16. 19. 21. 22. 41~44. 52. 56. 62	
49	1~4. 6~8. 10~13. 17. 19. 21~26. 31. 33~36. 38~42. 44~49. 51. 59. 72. 91. 92. 94. 96. 97. 99~105. 107~109	
50	2. 4. 5. 8. 10~15. 17. 18. 22~30. 34. 36~38. 40~60. 62. 63. 66. 68~70. 73~76. 78. 79. 81. 82. 84~87. 89~103. 106~108. 112~127. 130~143. 145. 198. 239. 240. 246. 249. 251. 254. 257~262	
52	2. 3. 17. 20. 21. 23. 24. 26~36. 38~45. 47~62	
53	29. 32. 39. 60~65	
56	4. 5. 9~11. 18. 25. 27~31. 33~35	
57	5~12. 21. 44. 47~53. 59. 62~64	
58	4. 10~14. 16. 18~24. 26~28. 31. 74. 75. 81. 87	
59	1~11. 14. 18. 20. 22~27. 34. 36. 41. 64. 67~75. 77. 79. 82~86. 88. 113~115. 117. 119~123	
62	6. 55. 64~66. 68~70. 81. 83. 85~87. 89~91. 94. 96. 97. 99. 102. 103. 107~109	
63	1. 6. 7. 9~13. 16~18. 21. 22. 24. 26~29. 42. 45. 90. 92. 93. 95. 98. 104. 110. 111. 114. 115. 118~122	
64	2~4. 6. 9. 13. 17. 72. 78. 85~87. 89. 93. 94. 96. 98~100. 103	
65	49	
67	30	
68	31. 46. 52. 76. 89. 90. 93~95. 98. 99	
69	22. 26. 29	
70	19. 25	
71	16. 34~36	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1 (1) による

イ 天然更新の場合

2 (1) による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、2の(2)①(注4)に記載の、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によります。

単位：本数/ha

区 分	樹 高 又 は 胸 高 直 径	期 待 成 立 本 数
幼 稚 樹 (樹 高)	1 5 ~ 3 0 c m 未 満	7 4 , 1 0 0
	1 0 ~ 1 0 0 c m 未 満	3 7 , 1 0 0
	1 0 0 c m 以 上	2 2 , 3 0 0
中 径 木 (胸 高 直 径)	3 ~ 1 9 c m	1 5 , 0 0 0

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種	施業体系	間伐の時期 (林齢)						間伐の方法
		初 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	
スギ (一般材)	植栽本数 2,500 本/ha 中庸仕立て 仕立て目標 600 本/ha	22	30	42	55	—	—	選木方法： 定性及び列状 間伐率 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：11年

トドマツ (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 中庸仕立て 仕立て目標 400 本/ha	20	27	35	46	—	—	選木方法 定性及び列状 間伐率 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 中庸仕立て 仕立て目標 450 本/ha	24	34	46	—	—	—	選木方法 定性及び列状 間伐率 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：12年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000 本/ha 中庸仕立て 仕立て目標 400 本/ha	21	28	35	44	55	—	選木方法 定性及び列状 間伐率 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年

注1) スギについては、「東北、北陸地方スギ林分密度管理図」のⅡ等地を参照した。
「トドマツ人工林間伐」、「カラマツ間伐施業指針」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き
((地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。
注2) トドマツの間伐時期などは松前町の地位4に応じて設定した。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件のある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとしします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の生長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとしします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。
なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとしします。

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	植栽																		
スギ	春	←————→								△				△					
	秋		←————→								△				△				
トドマツ	春	←————→										△					△		

キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

このうち、アの①～③に掲げる森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めそれ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても適切な伐区形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表1のとおり定めます。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効果的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・27cm	中庸仕立て	55年
スギ	一般材生産・36cm	密仕立て	70年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

注) 主伐時期などは松前町の地位4に応じて設定した。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林

ア 区域の設定

木材等生産林のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

3 その他必要な事項

松前町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特

に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、1ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の87%と大半を占めています。また、町内の一般民有林の人工林のうち、67%は、スギ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、松前町森林組合及びその他の民間事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・斡旋など推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を推進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な権限や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を所有する道、町、個人等森林所有者及び森林組合等では相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整

備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町では、森林施業を組織的、計画的に推進するため経営計画を樹立し施業の確保を図っているところではある。

今後も地域懇談会の開催、啓発普及活動の促進等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者と不在村森林所有者が多い実態から積極的に施業実施協定の締結を促進するとともに、特に不在村森林所有者の多い地域にあっては森林組合による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する啓発普及活動の強化と適正な森林施業の確保に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林施業を実施する場合には、次の内容に留意することに努めることとします。

- ・ 共同して森林施業を実施しようとする者は、効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ・ 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ・ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作 業 シ ス テ ム	路 網 密 度	
			基幹路線
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（ 30° ～ ）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

※『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所での路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材（木寄せ）	造 材	巻 立 て
急傾斜	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	（ハーベスタ・プロセッサ）
中傾斜	チェーンソー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
緩傾斜	フェラーハンチャー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
	フェラーハンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ）
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	（ハーベスタ）	（フォワーダ）	

イ 路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面 積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備 考
西館地区	433 ha	勝軍山支線	m		

（2）作業路網の整備及び維持運営に関する事項

① 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位：延長km、面積 ha

	開設／拡張	種類	区分	地区	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	対 図番号	備考
一般民有林	開設	自動車道	林道	西館	勝軍山支	／1		①	
	拡張	自動車道(改良)	林道	上川	大森	／1		②	局部改良
	拡張	〃	林道	上川	大森	／1		②	法面保全
	拡張	〃	林道	西館	勝軍山	／1		③	局部改良
道有林	拡張	〃	林道	大津	石崎松前	0.2km／1		④	法面保全
	拡張	〃	林道	大津	五番沢	0.6km／1		⑤	局部改良
計						0.8km／6			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け林整備第885号林野庁長官通知）「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

② 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

2 その他必要な事項

効率的、合理的な森林施業を行うため、森林の整備及び保全に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、施設コストの低減に努めるものとします。

第8 その他必要な事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援

までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や各種支援助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報誌やインターネット等を活用し発信するなど UJI ターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつ、その受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進するものとします。

1 林業に従事する者の養成及び確保の方向に関する事項

ア 人材育成・確保

新規の林業就労者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成や、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

イ 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことにより、当町においても、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成や活用に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加えハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業による短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。また、導入・利用目標とする高性能林業機械については、第7の1の(1)アの作業システム表のとおりです。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材の利用に向けて、消費者への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組みます。

また、地材地消の推進に当たっては、住宅用建築材をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を図るものとします。

III 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

第1 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のa又はbに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、aに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当っては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

a 植栽木の保護措置

保護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

b 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

(2) その他必要な事項

鳥獣被害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害のおそれのある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害等の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、松前町で確認されており、今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

- (1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は対鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。
- (2) 鳥獣被害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。
- (3) 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林の巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

- (1) 許可の申請
火入れ許可の申請を受けようとする者は、火入れを実施する5日前までに、申請書を町長に提出しなければならない。
- (2) 許可の要件
火入れの目的が、森林法第21条第2項各号の目的のいずれかに該当し、火入れ地の周辺の現況及び防火設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等、周辺に延焼の恐れがないと認められる場合とする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
49, 53～59林班	スギノアカネトラカミキリによる被害が予想されるため。	
松前町内全域	カシノナガクイムシ被害対策のため伐採に適用	一般民有林及び道有林

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

- (2) その他
 - ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。
 - イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など、利用者の入り込みが多い地域、山火事の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

ウ 森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、渡島振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

【保健機能森林の区域】

単位：ha

森 林 の 所 在			森 林 の 林 種 別 面 積				
地 区	林班	小 班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他
西 館	42	58. 59. 101. 106	9. 48	0. 76	8. 72	0. 00	0. 00
地 区		138. 243					

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に北海道自然環境等保全条例に基

づく道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないこととします。

なお、施設の総量期成及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則」（平成25年2月26日農林水産省令第5号）によることとします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備や交通安全等の確保に留意することとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、松前町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法。

ウ IIの第6の3の森林施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第5の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。

エ IIIの森林の保護に関する事項。

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域

当該区域は、路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる、30ヘクタール以上の森林を区域計画として、定めるものとします。

【区域計画】

区域名	林班	区域面積 (ha)
松前	39, 41, 42, 43, 44, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75	2,605.59

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町内の民有林において取り組んでいる森林認証制度を活用し、地域材のブランド化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を行い、地域振興に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

北海道森づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林の整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから、次のとおり、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民の理解を促進するため、地域の情報誌やインターネット等のマスメディアを活用し、身近にある森林や森林づくり活動等に関する情報の提供に努めます。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

特になし

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

また、町内の小・中学生をはじめとした青少年及び各種団体に対して、自然の大切さ、生活環境での森林の重要さと、ふるさとへの愛着を育むため、森づくりへの直接参加を推進するとともに、植樹の森等の整備を促進します。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林という。」）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20haを超えないこととします。
 - (b) 土砂流失防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、地質、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えないこととします。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。
また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

エ 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地域内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次ぎの規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の 10 % 以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林の施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします ただし、疎密度 3 より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単 独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合伐区面積を増大することができ ます。 ② 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することができません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭 林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の 30 % 以内とし、薪炭林においては 60 % 以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。
第 3 種 特別地域	(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業 の制限は受けないものとします。

③ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第 4 条及び砂防法施行条例第 3 条の制限の範囲内で行うものとします。

④ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっての一般的な取扱いは次のとおりとします。

(ア) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。

その他森林にあつては、伐採種は定められていません。

(イ) 地域森林計画の初年度以降 5 年間に於いて皆伐できる面積の限度は当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とします。

(ウ) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 125 条及び北海道文化財保護条例第 35 条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又は保存に影響を及ぼさないよう、原則禁伐とします。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。
その他の制限林における伐採の方法は、次表のとおりです。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	制 限 内 容
その他の 制 限 林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が、1ヘクタール未満のもの。 ② 森林経営計画で、皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面 積 (ha)
	林 班	小 班	
水 源 涵 養 林	1	4. 22. 32. 33. 44. 45	2, 085. 29
	2	46. 56. 60. 68. 70. 71	
	3	10. 28. 38	
	4	32~34. 56. 57	
	6	47. 80. 119	
	8	57. 59~61. 64. 84	
	9	1~23. 25~44. 46~56. 58~63	
	10	1~26. 28~36. 38. 40~54	
	11	1~3. 5~16. 18. 19~26. 28~36. 39~49. 51~54. 59~62. 64. 66. 70~79. 83. 85~93. 95~103. 105~110	
	12	1~9. 11~31. 33. 36~44. 47~56. 58~74. 77~79	
	13	1~49. 52~54. 56. 57. 60. 62~103. 105~114. 116~134. 136~152. 155. 156. 158~167	
	17	2~4. 16. 18. 19	
	18	9. 23~36	
	19	1~3. 5	
	20	49. 51~53. 60. 61. 64. 65	
	21	26. 45	
	22	69~71. 96. 108	
	23	22. 30~38. 40	
	24	35~39. 54. 59. 63. 64. 78~81. 98. 99. 108. 109. 112. 117	
	25	37~40. 56. 58~60	
	26	36. 42. 50~52	
	27	3. 4. 6~9	
	28	1~3. 7. 8	
	29	2. 4. 7. 70	
	30	18. 20. 24. 82	
	31	36. 44. 51. 59	
	33	1. 4	
	35	3. 4	
	36	5. 9	
	38	13. 22. 43	
	39	1~8. 10. 11. 13~22. 24~27. 29~36	
	40	1~14. 16. 17. 19	
	41	53. 55. 56. 78. 79. 83. 118	
	42	56. 103~105. 107. 139. 227	
48	65. 66		
49	50. 54. 69~71. 73~75. 77~84. 87. 88. 98. 111. 113~ 117. 119~128. 133~136. 143. 157. 162. 163		
50	72. 77. 80. 160. 178		
51	1~35. 37~39		
53	11~21. 25~28. 31. 42~44. 46~59. 69		
54	1~3. 5~12. 14. 15. 24~29		

水源涵養林	55 56 57 58 59 65 66 68 69	3. 6~8. 10. 12~14. 24. 25. 27~32. 38~47. 49~52. 56~59. 62~66. 68. 69 35~44 13~20. 22~23. 25~38. 57. 58. 60. 65. 66. 70. 83~85. 87. 92. 94~99 24. 29. 34~36. 38~73. 79. 82~86. 89~96. 98. 101~109. 114. 116. 118. 119 28. 33. 62. 63. 65. 66. 87. 90. 109. 124. 125. 128. 129. 132. 133. 138. 153. 154. 157 46~48. 51 44 18. 33~41. 43. 49. 55~57. 61. 66~71. 97. 100. 102~112 19	
山地災害防止林	1 2 3 15 18 19 20 21 22 24 25 37 39 42 43~47 48 49 50 53 54 55 57 58 59 60~61 62 68 69 72 73 74 75 76 77 78	17. 20. 21. 24. 25. 43. 46 1~11. 73~87 6~8. 36. 48~51. 53 1 38 4. 6~18 50. 56. 72~74 28~32. 46. 47. 49~52. 56~62. 68 97. 98 3. 4. 122. 123 51~55 1 37. 38 15. 18. 19. 21. 25. 39~41. 48. 55. 57~59. 90. 93. 101. 123. 124. 136. 138. 185. 237. 243. 244 全域 23. 28~40. 46~51. 53. 63. 64 76. 153. 154. 160 104. 105. 110. 111. 263. 306. 325. 328~332. 353~359 10. 22. 23. 40. 41. 45 13. 16~23 16~21. 26. 35. 36 24. 39~43. 46. 53. 56. 61. 67. 71~79 32. 33 44~61. 78. 80. 93~99. 105. 107 全域 51~53. 56~60. 62. 63. 72~74. 76~79. 110~112 30. 47. 54. 60. 64. 78~82 1. 2. 18. 23. 34~37 39 5. 26. 30. 36~38 全域 5. 6 15~16. 19~22 2. 3. 8. 11~26. 29. 30. 35~42. 44~45 2~9. 20. 21. 23~27	1, 153. 53

生活環境保全林	1 3 6 25 26 29 30 31 38 39 41 63 68	1. 4. 34 1 121 28. 33. 35. 36. 49. 50 18~34. 46 1. 3. 5. 6. 8. 9. 18. 19. 36~38. 66. 67. 86. 93. 94. 103 104. 118. 125~127 1~3. 11. 13~16. 31. 40~46. 58. 61. 70. 83. 84 37~40. 42. 45~47. 55. 56 1~5. 8~12. 14. 38~41. 44~46 12. 23 19. 28. 29. 54 2~5. 8 1. 2. 42. 50. 63. 83~88. 91. 92	79. 58
保健・文化機能 等維持林	18 19 20 38 42 72~78	38 4. 6~18 50. 72~74 7 58. 59. 69. 70. 71. 75. 76. 96. 97. 99. 106. 112~114. 117. 121. 143. 144. 155. 156. 202~05. 217. 218. 221. 239. 242. 246. 247 全域	550. 96
木材等生産林	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15 16 17 18 20 21 22 23 24	2. 3. 5~19. 23. 28~31. 36. 37. 39. 41. 42 12~45. 47~55. 57~59. 61~64. 66. 67. 69. 72 2~5. 9~12. 14~27. 29~37. 39~47 1~31. 33~56 1~35. 38~59. 61~108 1~11. 13. 15~27. 29~37. 39. 41~43. 45. 46. 48~58. 61~70. 72~75. 77~79. 81. 83~97. 100~118. 120. 122 2~18. 21~24. 26~28 1~11. 13~17. 19~50. 52~56. 62~65. 69. 70. 72~82 1. 4~12. 14~18. 20. 21. 24~29. 31~34. 115~167. 169~181. 183~197. 199~202. 204~212 2. 9~30. 34~55. 60. 67. 69~71. 74~85 1~32. 34~37. 39~61 1. 5~8. 11~15. 17. 20~23 2~8. 10~22. 37 2~5. 7~48. 50. 54. 55. 57~59. 62. 63. 66~68. 70~74 1~13. 17~22. 27. 33~38. 40. 41. 43. 48. 53. 54. 63~67 1~8. 10. 12~15. 18. 20. 22~24. 26. 27. 29. 33~39. 41~44. 49. 50. 52. 57~59. 63~68. 72. 75. 78. 80~88. 90~95. 99~108 1~3. 7~11. 13. 15~21. 23. 25~29. 39. 41. 42 2. 5~10. 12~18. 20~28. 30~34. 40~46. 48~53. 55~58. 60. 61. 65~70. 72~77. 82~92. 94~97. 100~107. 110. 111. 113~116. 118~121	3, 051. 85

木材等生産林	25	1~24. 26. 27. 29~31. 44~48. 57
	26	4. 6~17. 39~41. 43. 53. 54
	27	1~3. 5
	28	1. 2
	29	4. 39. 40. 42~46. 48. 50~65. 71. 73~75. 85. 102
	30	4~10. 17~30. 32~39. 47~53. 55~57. 63~69. 71. 81
	31	1~5. 8~12. 14. 15. 17~25. 27. 29~35. 43. 49. 50. 52~54. 57. 58. 60
	32	1~3
	33	1. 4. 5
	34	1. 3~6
	35	1. 8
	36	1~3
	37	2
	38	6. 23~28. 30. 37. 42
	41	1. 3~11. 14~18. 20~27. 30~52. 57~64. 66~74. 80~82. 85~117. 119~138
	42	1~3. 6~14. 16. 17. 24. 26~38. 42. 43. 45~47. 49~54. 60~63. 65~68. 72. 73. 77~89. 91. 92. 94. 95. 100. 102. 108. 110. 111. 116. 118~120. 122. 126~135. 140~142. 145. 148~150. 152. 157. 159~165. 167~171. 173~175. 177~184. 186~201. 206~216. 220. 222~226. 228~236. 238. 240. 241. 245. 248. 249
	48	1~22. 24~27. 41~44. 52. 54~62
	49	1~13. 15~17. 19~49. 51~53. 55~68. 72. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 99~105. 107~110. 118. 137~142. 144~152. 155. 156. 158. 159. 161
	50	1~18. 22~30. 34. 36~38. 40~60. 62~70. 73~76. 78. 79. 81. 82. 84~103. 106~108. 112~147. 149~159. 161~177. 179~246. 249~251. 253. 254. 257~262. 265~269. 271~273. 275~292. 294~305. 307~315. 317~324. 326~352. 360~365
	52	1~4. 6~18. 20~36. 38~45. 47~75
	53	1~9. 29. 30. 32~39. 60~68
	56	1~31. 33~44
	57	1~12. 21. 44. 45. 47~54. 59. 62~64. 80~82. 86. 88~91. 93. 104
	58	1~24. 26~28. 30. 31. 74~78. 81. 87. 88. 97. 99. 100. 110. 113. 115. 117. 120~124
	59	1~11. 14. 17~27. 30~32. 34. 36~42. 64. 67~75. 77. 79. 81~86. 88. 89. 91. 92. 100. 102~106. 108. 111~123. 126. 127. 130. 131. 134~137. 141. 144. 146. 149. 150~152. 155. 156
	62	1~50. 54. 55. 64~71. 75. 80~105. 107~109. 113~118
	63	1. 6. 7. 9~88. 90~95. 98. 99. 101~105. 108~111. 113~115. 118~122
	64	1~13. 15~32. 34~68. 70~72. 74~80. 82. 85~104. 106~111
	65	2~45. 49~51
	66	1~9. 11~28. 30~43. 45~56
	67	1~37

木材等生産林	68 69 70 71	3. 8. 10~19. 21~24. 26~29. 31. 32. 44. 46. 52. 58. 59. 62. 65. 72~77. 89. 90. 93~95. 98. 99. 101 3~17. 19~22. 24~33. 38 2~17. 19~30 1~30. 32~38. 41~45	
	特に効率的な施業が可能な森林	14 41 42 48 49 50 52 53 56 57 58 59 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71	1. 4~12. 14~18. 20. 21. 24~29. 31~34. 115~167. 169~181. 183~197. 199~202. 204~212 1. 3~11. 14~18. 20~27. 30~52. 57~64. 66~74. 80~82. 85~117. 119~138 1~3. 6~14. 16. 17. 24. 26~38. 42. 43. 45~47. 49~54. 60~63. 65~68. 72. 73. 77~89. 91. 92. 94. 95. 100. 102. 108. 110. 111. 116. 118~120. 122. 126~135. 140~142. 145. 148~150. 152. 157. 159~165. 167~171. 173~175. 177~184. 186~201. 206~216. 220. 222~226. 228~236. 238. 240. 241. 245. 248. 249 1~22. 24~27. 41~44. 52. 54~62 1~13. 15~17. 19~49. 51~53. 55~68. 72. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 99~105. 107~110. 118. 137~142. 144~152. 155. 156. 158. 159. 161 1~18. 22~30. 34. 36~38. 40~60. 62~70. 73~76. 78. 79. 81. 82. 84~103. 106~108. 112~147. 149~159. 161~177. 179~246. 249~251. 253. 254. 257~262. 265~269. 271~273. 275~292. 294~305. 307~315. 317~324. 326~352. 360~365 1~4. 6~18. 20~36. 38~45. 47~75 1~9. 29. 30. 32~39. 60~68 1~31. 33~44 1~12. 21. 44. 45. 47~54. 59. 62~64. 80~82. 86. 88~91. 93. 104 1~24. 26~28. 30. 31. 74~78. 81. 87. 88. 97. 99. 100. 110. 113. 115. 117. 120~124 1~11. 14. 17~27. 30~32. 34. 36~42. 64. 67~75. 77. 79. 81~86. 88. 89. 91. 92. 100. 102~106. 108. 111~123. 126. 127. 130. 131. 134~137. 141. 144. 146. 149. 150~152. 155. 156 1~50. 54. 55. 64~71. 75. 80~105. 107~109. 113~118 1. 6. 7. 9~88. 90~95. 98. 99. 101~105. 108~111. 113~115. 118~122 1~13. 15~32. 34~68. 70~72. 74~80. 82. 85~104. 106~111 2~45. 49~51 1~9. 11~28. 30~43. 45~56 1~37 3. 8. 10~19. 21~24. 26~29. 31. 32. 44. 46. 52. 58. 59. 62. 65. 72~77. 89. 90. 93~95. 98. 99. 101 3~17. 19~22. 24~33. 38 2~17. 19~30 1~30. 32~38. 41~45
			1,914.20

区 分	森 林 の 区 域		面 積
	林 班	小 班	
水資源保全 ゾーン		該当なし	
生物多様性 保全ゾーン		該当なし	
水辺林タイプ		該当なし	
保護地域タイプ		該当なし	

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区 分	施業の方法	森 林 の 区 域		面積 (ha)	森林経営計画における主な基準 (参考) (注1)
		林班	小 班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)	伐期の延長を推進すべき森林	1	4. 22. 32. 33. 44. 45	2, 084. 32	主伐林齢：標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積：20ha以下
		2	46. 56. 60. 68. 70. 71		
		3	10. 28. 38		
		4	32~34. 56. 57		
		6	47. 80. 119		
		8	57. 59~61. 64. 84		
		9	1~23. 25~44. 46~56. 58~63		
		10	1~26. 28~36. 38. 40~54		
		11	1~3. 5~16. 18. 19~26. 28~36. 39~49. 51~54. 59~62. 64. 66. 70~79. 83. 85~93. 95~103. 105~110		
		12	1~9. 11~31. 33. 36~44. 47~56. 58~74. 77~79		
		13	1~49. 52~54. 56. 57. 60. 62~103. 105~114. 116~134. 136~152. 155. 156. 158~167		
		17	2~4. 16. 18. 19		
		18	9. 23~36		
		19	1~3. 5		
		20	49. 51~53. 60. 61. 64. 65		
		21	26. 45		
		22	69~71. 96. 108		
		23	22. 30~38. 40		
		24	35~39. 54. 59. 63. 64. 78~81. 98. 99. 108. 109. 112. 117		
		25	37~40. 56. 58~60		
		26	36. 42. 50~52		
		27	3. 4. 6~9		
		28	1~3. 7. 8		
		29	2. 4. 7. 70		
		30	18. 20. 24. 82		
		31	36. 44. 51. 59		
		33	1. 4		
		35	3. 4		
		36	5. 9		
		38	13. 22. 43		
		39	1~8. 10. 11. 13~22. 24~27. 29~36		
		40	1~14. 16. 17. 19		
		41	53. 55. 56. 78. 79. 83. 118		
		42	56. 103~105. 107. 139. 227		
		48	65. 66		
		49	50. 54. 69~71. 73~75. 77~84. 87. 88. 98. 111. 113~117. 119~128. 133~136.		

		50	143. 157. 162. 163 72. 77. 80. 160. 178		
		51	1~35. 37~39		
		53	11~21. 25~28. 31. 42~44. 46~59. 69		
		54	1~3. 5~12. 14. 15. 24~29		
		55	3. 6~8. 10. 12~14. 24. 25. 27~32. 38~ 47. 49~52. 56~59. 62~66. 68. 69		
		56	35~44		
		57	13~20. 22~23. 25~38. 57. 58. 60. 65. 66. 70. 83~85. 87. 92. 94~99		
		58	24. 29. 34~36. 38~73. 79. 82~86. 89~96. 98. 101~109. 114. 116. 118. 119		
		59	28. 33. 62. 63. 65. 66. 87. 90. 109. 124. 125. 128. 129. 132. 133. 138. 153. 154. 157		
		65	46~48. 51		
		66	44		
		68	18. 33~41. 43. 49. 55~57. 61. 66~71. 97. 100. 102~112		
		69	19		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		該当なし		
森林の有する土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	18 19 20 31 42 53 54 57	38 4. 6~18 50. 72~74 37. 40 58. 59 10. 22. 23 16. 17. 19. 21. 22 24	3. 51	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	1 2 3 21 25 26 29 30 31 38 39 42	1. 4. 34. 43 10. 75 1. 6~8. 50. 53 28~32. 46. 47. 49~52. 57~60 28. 33. 35. 36 18~34. 46 1. 3. 5. 6. 8. 9. 18. 19. 36~38. 66. 67. 86. 93. 94. 103. 104. 118. 125~127 1~3. 11. 13~16. 31. 40~46. 58. 61. 70. 83. 84 38. 39. 42. 45~47. 55. 56 1. 2. 5. 7. 10. 11. 45. 46 12. 23 25. 48. 69~71. 75. 76. 90. 93. 96. 97. 99. 112~114. 117. 121. 136. 143. 144. 155.	270. 70	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する

持林)				156. 185. 202~205. 217. 218. 221. 239. 242. 246. 247		
			48	23. 48~51. 53. 63. 64		
			50	104. 105. 110. 111. 263. 306. 325. 328~ 332. 353~355		
			53	40. 41. 45		
			54	13. 18. 20. 23		
			55	16~21. 26. 35. 36		
			63	2~5. 8		
			68	1. 2. 30. 42. 47. 50. 60. 63. 64. 78~82.		
			69	1. 2. 18. 23. 34~37		
			72	1~38		
			73	1~25. 27~29. 31~36. 38		
			74	21. 51. 54. 75. 76		
			75	2~4		
			76	1~14. 18		
			77	1. 4~7. 9. 10. 27. 28. 31~34. 39~44		
			78	11~19. 22		

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	17. 20. 21. 24. 25. 46	966. 72	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			2	1~9. 11. 73. 74. 76~87		
			3	36. 48. 49. 51		
			6	121		
			15	1		
			20	56		
			21	56. 61. 62. 68		
			22	97. 98		
			24	3. 4. 122. 123		
			25	49~55		
			37	1		
			38	3. 4. 8. 9. 14. 38~41. 44		
			39	37. 38		
			41	19. 28. 29. 54		
			42	15. 18. 19. 21. 39~41. 55. 57~59. 101. 106. 123. 124. 138. 237. 243. 244		
			43	2. 5~22. 24~39		
			44	1~3. 5~13		
			45	1~12		
			46	1~7		
			47	1~6		
			48	28~40. 46. 47		
			49	76. 153. 154. 160		
			50	356~359		
			57	39~43. 46. 53. 56. 61. 67. 71~79		
			58	32. 33		
			59	44~61. 78. 80. 93~99. 105. 107		
			60	1~48		
			61	1~53. 55		
			62	51~53. 56~60. 62. 63. 72~74. 76~79. 110~112		
			68	54. 83~89. 91. 92		
			72	39		
			73	26. 30. 37		
			74	1~11. 18. 19. 22. 23. 27~29. 32~37. 40. 41. 46~48. 50. 52. 53. 58~74		
			75	5. 6		
			76	15~16. 19~22		
			77	2. 3. 8. 11~26. 29. 30. 35~38. 45		
			78	2~9. 20. 21. 23~27		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

区 分	樹 種	主伐可能な林齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	スギ	80年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 鳥獣害の防止を図る森林の区域

【一般民有林】

対象鳥獣	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
エゾシカ	4~9	全域	624.84
	11~13	全域	297.35
	26	全域	32.58
	29~31	全域	252.86
	37~38	全域	70.40
	69~78	全域	609.34

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	29	1-4. 6. 95. 97. 98	151. 21
	39	3. 5. 12-14. 32. 33. 35-37. 40. 43. 46-49. 58. 59. 64. 82. 83. 86-88	171. 60
	40	全域	482. 59
	45	98	2. 84
	87	2	64. 37
	94	1-4	132. 08
	95	全域	262. 79
			計
山地災害防止林	29	5	4. 13
	30~32	全域	809. 30
	34~38	全域	1, 230. 10
	39	1. 2. 10. 31. 34. 38. 39. 41. 44. 45. 50-57. 60. 61. 63. 65-81. 84. 85. 89-93 (3. 5. 12-14. 32. 33. 35-37. 40. 43. 46-49. 58. 59. 64. 82. 83. 86-88)重複	361. 34
	40~44	全域	1, 367. 18
	45	1-4. 7. 8. 41	314. 08
	46~60	全域	3, 488. 98
	61	1. 2. 5-7. 51-54. 56-60. 96	303. 38
	62~72	全域	2, 584. 61
	73	1. 2. 31	189. 65
	74~86	全域	3, 860. 56
	87	1. 3. 4. 51-63. 66-72. 74-78 (2)重複	361. 83
	88~93	全域	1, 792. 54
	94	5-7. 9. 51 (1-4)重複	242. 19
	95	(全域)重複	262. 79
		計	17, 172. 66
生活環境保全林		該当なし	
保健・文化機能維持林	33	4. 5. 7. 41-43. 47. 51-56. 58. 60. 62-91. 95. 98	63. 92
	36	(1. 4. 15. 51. 55. 60-62. 66. 68-71)重複	204. 33
	50	(1. 2. 4)重複	175. 82
	51	(1-5. 7)重複	183. 10
	52~55	(全域)重複	932. 37
	60	(1. 6-8. 31. 43)重複	172. 94
	61	(1. 2. 5-7. 51-54. 56-60. 96)重複	303. 38
	62~67	(全域)重複	1, 359. 00
	68	(2-5. 14-16. 20. 31. 32. 34. 41. 51-74)重複	234. 93
	69~72	(全域)重複	990. 46
	73	(1. 2. 31. 99)重複	189. 65
	74~78	(全域)重複	1, 398. 01
	79	(2-5. 54)重複	213. 42
	80	(3. 9)重複	44. 39
	94	8. 98 (1-7. 9. 51)重複	247. 77
		計	6, 713. 49
木材等生産林		該当なし	

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

2 上乗せのゾーニング

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	39	3. 5. 12-14. 32. 33. 35-37. 40. 43. 46-49. 58. 59. 64. 82. 83. 86-88	171. 60
	40	全域	482. 59
	87	2	64. 37
	94	1-4	132. 08
	95	全域	262. 79
			計
生物多様性保全ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
保護地域タイプ	36	1. 4	204. 33
	60	1. 6-8. 31. 43	172. 94
	63	2	43. 23
	70	10. 13. 15. 41. 58	103. 40
	71	1. 3. 5. 41. 52	335. 69
	78	1. 4. 7. 8. 13. 34. 42	207. 27
	79	2-5. 54	213. 42
	80	3. 9	44. 39
			計

別表 2

森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準	
		林班	小班			
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)	伐期の延長をすべき森林	29	1-4. 6. 95. 97. 98	151. 21	主伐林齢： 標準伐期齢+10年 皆伐面積：20ha以下	
		45	98	2. 84		
			計	154. 05		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林			該当なし		主伐林齢： 標準伐期齢+10年 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関する災害防止、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)	長伐期施業をすべき森林		該当なし		主伐林齢： 注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	32	1. 7. 8	238. 80	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他： 標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			35	2. 15. 20. 51-56. 59-75 77-80. 82-86. 89. 90	122. 73	
			36	10. 53. 57. 58. 64	118. 52	
			38	全域	249. 83	
			39	31. 34-40. 42-49. 51. 52 53. 56-58. 60. 61. 63-92	139. 04	
			40	51. 52	3. 03	
			41	58. 63. 64	4. 04	
			42	55	0. 68	
			44	1. 2	144. 10	
			57	全域	149. 92	
			58	2. 4. 5. 9. 16. 17. 51. 52 54-63. 66-69. 71. 72	141. 01	
			59	1-7. 14. 16. 51. 53-56 59. 60. 63. 64. 67	143. 33	
			61	5. 7. 51-54. 56-60. 96	97. 14	
			68	2-4. 14. 20. 31. 32. 34 41. 51-65. 74. 97	171. 35	
			70	1-4. 9. 11. 12. 16. 17 31-33. 42-44. 52. 54. 59 61-64	160. 88	
71	51	0. 52				
72	4. 53. 57. 59. 61	81. 04				
		計	1, 965. 96			

別表 2

森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準
		林班	小班		
森林の有する土地に関する災害防止、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)	複層林施業を推進すべき森林 択伐による複層林施業を推進すべき森林	29	5	4.13	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率： 30%以下または40%以下 その他： 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		30～31	全域	509.65	
		32	2	60.85	
		33	2. 4. 5. 7. 41. 42. 43. 47 51-56. 58. 60. 62-91. 94 95. 98	63.92	
		34	全域	163.55	
		35	1. 3. 4-6. 87. 88	114.89	
		36	1. 4. 15. 51. 52. 54-56 60-62. 66-72	218.02	
		37	全域	242.56	
		39	1-3. 5. 10. 12-14. 32. 33 41. 50. 59. 93	222.30	
		40	5. 7. 9. 11. 53-61	479.56	
		41	1-4. 6. 7. 51-57. 59-61	209.57	
		42	1. 2. 4. 5. 51. -54	162.48	
		43	全域	263.55	
		44	3. 4. 51-53. 55. 56	100.17	
		45	1-4. 7. 8. 41	314.08	
		46～56	全域	2,503.58	
		58	3. 20. 64. 73-79	144.88	
		59	17. 57. 58. 61. 62. 65 68-73. 78-83	128.79	
		60	全域	277.47	
		61	1. 2. 6	206.24	
		62～67	全域	1,359.00	
		68	5. 15. 16. 66-73	63.80	
		69	全域	147.93	
		70	10. 13. 15. 41. 58. 65. 74 94	171.95	
		71	1. 3. 5. 41. 52	335.69	
		72	1-3. 51. 54-56. 58. 60 62. 63	92.45	
		73	1. 2. 31	189.65	
74～95	全域	6,525.49			
			計	15,276.20	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業をすべき森林		該当なし		特定広葉樹の標準伐期齢時の立木材積を維持する

別表3 鳥獣害防止森林区域

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
エゾシカ	29	全域	155.34
	31	全域	288.27
	32	全域	299.65
	36	全域	336.54
	38	全域	249.83
	44	全域	244.27
	61	全域	304.86
	72	全域	173.49
	86	全域	174.83
	87	全域	361.83
	88	全域	298.27
			計